年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

1 申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C店における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月31月から同年4月1日まで

② 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

私は、昭和 44 年3月にA社に入社してから、平成9年 10 月に退職するまで同事業所に継続して勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録、及びA社に係る健康保 険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認でき る複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立事業所に継続して勤務し (昭和 46 年4月1日にA社D店から同社E店に異動)、申立期間①に係る 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。 また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和46年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和 46 年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料をプレた場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録及びA社C店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立事業所に継続して勤務し(昭和47年9月1日にA社C店から同社F店に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C店に係る昭和47年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和 47 年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月 31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額は11万8,000円であると認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年2月1日から同年9月1日まで

私は、同僚の話や「ねんきん定期便」により、A社に勤務していた申立期間当時の標準報酬月額が、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低い金額であることを知った。

申立期間の給料支払明細書及び市県民税所得証明書を提出するので、申立 期間の標準報酬月額を厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほし い。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 11 万 8,000 円と記録されていたが、平成 18 年 6 月 29 日付けで、同年 2 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成 18 年 9 月 1 日)まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立事業所の他の従業員4人についても、申立人と同時期に標準報酬月額が遡って減額処理されていることが確認できる。さらに、滞納処分票により、遡及減額処理が行われた平成18年6月当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できるところ、当該滞納処分票には、申立事業所の事業主が、同年7月に管轄社会保険事務所において、標準報酬月額の変更の手続をしたので保険料の金額が変更になる旨供述している記載が確認でき、その後同年3月分から同年5月分までの未納保険料額が減額されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成18年6月29日付けで行われた標

準報酬月額の遡及減額処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について同年2月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録処理があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た11万8,000円に訂正することが必要である。

福岡国民年金 事案 2582

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

申立期間については、私は、まだ学生であったため、私の国民年金については、母親が加入手続を行い、保険料の納付も行っていた。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得がいかないので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、申立人が平成9年1月時点で加入していた厚生年金保険の被保険者記号番号が付番されており、当該基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された事跡は見当たらない上、それ以前に申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録により、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失処理は、平成10年10月5日付けで遡って行われていることが確認できることから、申立期間については、当該処理時点まで未加入期間であったため、申立期間当時、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、当該処理時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していた ことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2583

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から43年3月までの期間、43年4月から49年9月までの期間、52年4月から60年3月までの期間、60年9月から同年12月までの期間、61年3月から平成2年3月までの期間、3年5月から4年4月までの期間、4年8月及び同年9月、5年1月から6年6月までの期間、6年8月、6年11月から7年4月までの期間、7年6月から8年3月までの期間、8年5月から14年4月までの期間、14年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人は、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、追納しており、その当時に納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から43年3月まで

- ② 昭和43年4月から49年9月まで
- ③ 昭和51年4月から52年3月まで
- ④ 昭和52年4月から60年3月まで
- ⑤ 昭和60年9月から同年12月まで
- ⑥ 昭和 61 年 3 月から平成 2 年 3 月まで
- ⑦ 平成3年5月から4年4月まで
- ⑧ 平成4年8月及び同年9月
- ⑨ 平成5年1月から6年6月まで
- ⑩ 平成6年8月
- ① 平成6年11月から7年4月まで
- ⑫ 平成7年6月から8年3月まで
- ① 平成8年5月から14年4月まで
- ④ 平成14年7月から同年10月まで

私は、昭和 50 年に、私の母が私を国民年金に加入させ、その後は継続して国民年金保険料を納付してくれていたことを知った。母は亡くなるまで、私のことを心配して保険料を納付してくれていた。その後は、私の元内妻や

前妻が納付していた。

また、私の保険料が納付されていたことを私の兄嫁が証言してくれているので、申立期間の保険料が未納、申請免除及び追納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人の最初の国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 11 月に払い出され、その後、2番目の記号番号が 51 年 1 月に払い出されており、現在、保管されている2番目の記号番号に係る特殊台帳によると、備考欄に「39・4月~43・3月分 免除記録転記済」と記載されていることから、申立期間①は、免除期間とされていたものと推認される。
- 2 申立期間②については、当該期間直後の昭和49年10月から50年3月までの保険料及び50年4月から同年9月までの保険料が、それぞれ52年1月31日及び同年7月27日に納付されており、それぞれの納付時点において、最大限遡ることができる期間の保険料を納付していることが確認できるものの、各納付時点では、申立期間②は、時効により保険料を納付することができなかったものと考えるのが自然である。

また、特殊台帳には、当該期間は未納と記載されていることが確認できる。

3 申立期間③については、申立人は、「私の母親が免除申請などをすること なく、定期的に保険料を納付していた。」と主張している。

しかしながら、A町(現在は、B市)の国民年金被保険者名簿及び特殊 台帳によると、当該期間の保険料は昭和 60 年3月 22 日に追納されている ことが確認できるため、当該期間は追納されるまで免除期間とされていた ものと推認される上、当該期間の保険料を追納した者は、当該期間が免除 とされていたことを認識していたものと推認されることから、申立人の主 張と相違している。

4 申立期間④については、申立人は、「私の元内妻や母親が保険料を納付していた。」と主張しているものの、元内妻は、申立人の保険料の納付について記憶が定かではない上、母親からは当時の事情を聞くことができないことから、当該期間当時の納付状況は不明である。

また、A町の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳には、当該期間は免除と記載されていることが確認できる。

5 申立期間⑤及び⑥については、申立人は、「私の元内妻が保険料を納付していた。」と主張しているものの、元内妻は申立人の保険料の納付について

記憶が定かではない上、申立期間⑥は 49 か月と長期間であり、当該期間全てについて事務処理誤りが起きることも考え難く、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿(電子データ)でも未納と記録されており、それぞれの記録についても不自然な点は見当たらない。

6 申立期間⑦から⑭までについては、C金融機関は、申立人名義の口座の取引履歴によると、申立期間⑦から⑭までの全ての期間について保険料の口座振替は行われていないと回答している。

また、申立人は、「私の元内妻や前妻などが保険料を納付していた。」と 主張しているものの、元内妻は、申立人の保険料の納付について記憶が定か ではない上、前妻からは供述を得ることができない状況である。

さらに、前妻は、申立期間®の途中から申立人と別居してD町に住民票を 異動しており、前妻に係るオンライン記録によると、平成 10 年4月から 11 年3月までの期間は免除期間であり、戸籍の附票によって申立人との同居が 確認できる期間については、未納期間となっていることから、前妻が申立人 の保険料を納付していたとは考え難い。

7 申立人は、「申立期間の保険料は、私の母親、元内妻又は前妻が免除申請などをすることなく納付しており、そのことは私の兄嫁が証言している。」と主張しているが、申立人の元内妻は、申立期間当時、国民年金に加入しておらず、申立人の兄嫁は、申立人の母親や元内妻から申立人の保険料を納付していた旨の話を聞いたと供述しているものの、具体的に記憶しておらず、申立期間当時、申立人の保険料納付に直接関与していないことから、申立期間当時の保険料納付状況は不明である。

また、申立期間は多数であるとともに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月1日から56年4月1日まで

② 昭和57年4月18日から58年4月1日まで

私は、昭和 55 年4月から1年間、A社に勤務したが、当該期間の厚生年 金保険の被保険者記録が確認できない。

また、B社については、昭和 57 年 4 月から 1 年ほど勤務したが、年金事務所の記録では、当該事業所における厚生年金保険の被保険者期間が 58 年 4 月 1 日から同年 5 月 21 日までとなっている。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社に勤務していたと申し立てているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会しても回答が得られないことから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、 前述の被保険者名簿では、申立人の名前は確認できず、申立期間における健 康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは 考え難い。

さらに、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間

①については、申立人は国民年金に加入し、申請により国民年金保険料が 免除されている期間と記録されている。

2 申立期間②について、申立人はB社に勤務したと申し立てているものの、 申立人が記憶している同僚のうち、一人は同社に係る健康保険厚生年金保 険被保険者名簿に氏名の記載が無く、ほかの一人については同名簿に同姓 の被保険者が記載されているものの、既に死亡しており、申立人の勤務実 態について供述を得ることができない。

また、適用事業所名簿によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会しても回答が得られないことから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録によると、被保険者資格の取得日は昭和 58 年4月1日となっており、前述の被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している上、同被保険者名簿において、申立人の申立期間②に係る雇用保険の記録は確認できない。

加えて、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間 ②については、申立人は国民年金に加入し、申請により国民年金保険料が 免除されている期間と記録されている。

また、申立期間②のうち、昭和 57 年 5 月 30 日から同年 8 月 27 日までの期間については、雇用保険の支給記録から、申立人は、求職者給付(基本手当)を受給していることが確認できる。

3 申立人が、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除 されていることが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立 人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資 料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月1日から55年2月1日まで 私は、申立期間において、A社に勤務して、主にB地区及びC地区でD 業務の仕事をしていたが、この間、厚生年金保険料は控除されていたと記 憶している。

この度、厚生年金を受給するための手続を行ったが、その際、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いことを初めて知ったので、申立期間の厚生年金保険の加入について調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立事業所における業務内容及び同僚の名前を具体的に記憶していること並びに同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所において何らかの形で就労していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録によると、A社は昭和 57 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は既に死亡していることから申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番がないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の申立事業所における 雇用保険の記録は確認できない上、申立期間を含む昭和 51 年 8 月 1 日から 55 年 1 月 30 日までの期間は、申立事業所ではなく E社において雇用保険の記録 が確認できる。 加えて、E社の事業主は、「申立期間当時の事業主は既に死亡しており、 当時の資料を保管しておらず、申立人の在籍状況は不明。」と回答しているこ とから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険 料の控除について確認することができない。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の被保険者記録は申立期間前の昭和51年10月1日から同月24日までは確認できるものの、申立期間については確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料はなく、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。